平成２８年（フ）第２５２号
神戸市西区北別府３丁目１番地の４　シャルマンフジ学園都市306号、前住所兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目544番地の１ヴィラプリーマ201号
債務者　冨樫　美紀
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１５２３号
愛知県清須市清洲1883番地
債務者　青池　秀介
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５５４号
名古屋市東区東大曽根町41番10号　ＳＵＮＶＩＣＣ大曽根103号
債務者　篠田　陽子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６４９号
兵庫県三田市富士が丘３丁目４番地1003号
債務者　才ノ元麻美（旧姓荒川）
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８００号
神戸市長田区六番町２丁目６番地の１、従前の住所神戸市長田区五番町８丁目２番地の18
債務者　藤澤　　茂
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８０１号
神戸市長田区六番町２丁目６番地の１、従前の住所神戸市長田区五番町８丁目２番地の18
債務者　藤澤　美子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８０５号
神戸市東灘区深江南町４丁目12番17―504号
債務者　金本　幸栄
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５６号
神戸市灘区青谷町４丁目４番21号　Ａ
債務者　大槻　篤司
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８８１号
神戸市灘区青谷町４丁目４番21号　Ａ
債務者　大槻　千惠
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９６号
神戸市中央区生田町１丁目２番18―203号
債務者　中島　**康**幸
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１３号
神戸市東灘区青木５丁目５番16号　三枝ビル201号、従前の住所神戸市東灘区深江南町２丁目14番15―302号　中西方
債務者　船古　佳寿
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２０号
千葉県木更津市中里623番地２
債務者　秋山浩太郎
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第５９６号
神奈川県厚木市妻田東１丁目18番３号　ドリームハイツＢ―202
債務者　山崎　靖弘
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月29日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６０３号
神奈川県秦野市平沢1312番地
債務者　細村　丈夫
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６３０号
神奈川県平塚市御殿３丁目８番13―504号　市営中原上宿住宅
債務者　大西　房子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１３５３号
名古屋市北区会所町100番地　佐々木マンション102号
債務者　佐部利　章
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６４７号
神奈川県秦野市南矢名1183番地
債務者　石橋　和郎
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部